

**改正**

平成7年10月1日条例第26号

平成14年6月28日条例第19号

平成16年6月15日条例第14号

平成23年9月21日条例第14号

平成24年3月21日条例第6号

平成26年10月1日条例第11号

平成31年3月20日条例第13号

池田町立美術館条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、池田町立美術館の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 美術に関する町民の知識及び教養の向上を図り、もって町民の文化の振興に寄与するため池田町立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第3条** 美術館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 池田町立美術館

位置 池田町大字会染7782番地

(事業)

**第4条** 美術館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 美術品及び美術に関する模写、模造、文献、写真、フィルム、テープ等（以下「美術品等」という。）を収集、保管及び展示すること。
- (2) 美術に関する専門的、技術的な調査研究をすること。
- (3) 美術に関する講演会、講習会、研究会及び美術作品企画展等を開催すること。
- (4) 美術品等の利用に関する必要な助言、指導をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するため必要な事業

(職員)

**第5条** 美術館に、博物館法第4条の規定に基づく職員のほか、必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

**第6条** 美術館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、池田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、池田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年池田町条例第15号)第6条第1項の規定によるものであって、かつ、美術館の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者の行う業務)

**第7条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 美術館の利用許可に関する業務
- (2) 美術館の維持管理に関する業務
- (3) 第4条に規定する事業の実施に関する業務

(美術館運営協議会)

**第8条** 美術館に、美術館の効率的運営を協議するため、美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の定数は15名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(観覧料)

**第9条** 美術館に展示されている美術品等を鑑賞しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納めるものとする。

2 指定管理者が、特別企画展示の際の観覧料を変更する場合は、その都度教育委員会の承認を受けなければならない。

(特別観覧料)

**第10条** 美術館に保管され、又は展示されている美術品等について、模写、模造又は撮影しようとする者は、指定管理者の承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める特別観覧料を納めるものとする。

(施設使用料)

**第11条** 美術館の施設を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けるものとする。ただし、使用できる者は、芸術文化に関することで営利、営業を目的としないものに限るものとし、展示室A及び展示室Bの使用申込みは、原則として、使用しようとする年度の前々年度末までに行うものとする。

2 前項の承認を受けた者は、別表第3に定める施設使用料を納めるものとする。

(観覧料等の還付)

**第12条** 既納の観覧料、特別観覧料及び施設使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

**第13条** 教育委員会が特別の理由があると認める場合は、観覧料、特別観覧料及び施設使用料の全部又は一部を減免することができる。

2 身体障害者手帳及び療育手帳を所持する者が手帳を提示した場合、観覧料を半額とすることができる。

3 身体障害者の内1級若しくは2級の障害者手帳を所持する者の介護者1名及び、療育手帳を所持する者の介護者1名並びに、その他特別に認める者については観覧料を半額とすることができる。

4 土曜日、日曜日の小・中学校の児童・生徒の観覧料は、全部を減免することができる。

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が定める。

#### 附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成7年10月1日条例第26号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

#### 附 則 (平成14年6月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成16年6月15日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年 9 月21日条例第14号）

この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成24年 3 月21日条例第 6 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（池田町立美術館条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際現に、第 5 条の規定による改正前の池田町立美術館条例第 6 条の規定により任命されている池田町立美術館運営協議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間、改正後の池田町立美術館条例第 6 条の規定により任命された池田町立美術館運営協議会の委員とみなす。

**附 則**（平成26年10月 1 日条例第11号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成31年 3 月20日条例第13号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

**別表第 1**

区分		観覧料（1人）	
		個人	団体（20人以上）
常設展示	一般	400円	350円
	大学・専門学校・高校これに類する施設の学生並びに生徒	250円	200円
	小・中学校の児童・生徒	100円	50円

**別表第 2**

区分	特別観覧料		
模写・模造	1点1回につき 5,000円		
撮影	区分	学術研究を目的とする場合	出版等の収入を伴う場合
	モノクローム	1点1回につき 2,000円	1点1回につき 7,000円
	カラー	1点1回につき	1点1回につき

		4,000円	10,000円
--	--	--------	---------

別表第3

区分	施設使用料		
	(半日) 午前9時 ～ 午後1時	(半日) 午後1時 ～ 午後5時	(全日) 午前9時 ～ 午後5時
展示室 A	2,500円	2,500円	5,000円
展示室 B	2,500円	2,500円	5,000円
安曇野ギャラリー	2,500円	2,500円	5,000円

備考 冷暖房設備を使用する場合は、実費相当額を徴収する。